

**兵高教組 2021年10月11日
人畜力速報No.3
調査情報14号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

第3回 人事委員会交渉

モチベーションの維持向上が職員に伝わる勧告を

10月5日(火)、高教組は兵庫教組とともに県人事委員会勧告に向けた第3回人事委員会交渉をもちました。介助員部から仕事の実態を踏まえて病気休暇の有給化の訴えがありました。さらに代替教員の未配置問題や定年延長、臨時教職員も職場では、正規の教職員と同じ仕事をしているという報告があり、職場を支える全ての教職員の願いに応えられる県人事委員会の勧告をお願いしたい。次回は、10月8日(金)に人事委員長会見が予定されています。



◆参加者からの要求

介助員部から

仕事に見合った待遇を

介助員部の職員は、昨年度から会計年度任用職員という制度に移行して、病気休暇が有給だったものが、無給になってしまいました。私たちの仕事は、職員の中で一番最初に子どもたちをスクールバスで出迎えます。スクールバスは、すごく狭い空間で、たくさん生徒が乗っています。毎日満車状態です。バスの中に介助員は、二人しかいません。緊張感を絶えずもって、仕事にあたっています。暴力をふるう生徒もいたりして、私たちもけがを負うこともあります。いくら体調管理に気をつけていても、病気に感染してしまうこともあります。今まで病休が有給であったため、すごく助かっていました。これが無給になって、いくら身体が痛くても、しんどくても休めなくなりました。年休が消化され

てしまって、けがの具合や病気の具合によって、長期休むと給料が減ってしまいます。ただできさえ給料は、仕事の内容からみて低いと思います。給料がカットされてしまうと、私たちも生活をしているので、仕事に見合った待遇はすごく必要です。スクールバスを降りたら、仕事が終わりではなく、教室にも入ります。担当の生徒がいて個別の学習もします。先生方がされているようなことを、私たちもさせていただいている。給食介助に入り、少し休憩をして、またスクールバスに添乗します。介助員の仕事は、重労働でなく危険な仕事をさせてもらっています。それは子どもたちを安全安心にあづからないといけないという責任があるのです。仕事に見合った手当の支給をぜひお願いしたい。そして病気休暇の有給化。私たちが仕事をする上で、ぜひとも病気休暇を有給に戻して欲しいと思います。

人事委員会 西村事務局長の説明・回答

○月例給

月例給の改定には至らない見込み

○一時金

国並みの引き下げ改定

今年の12月から「期末手当」を引き下げる

○再任用職員の一時金

国と同様の取扱い

○会計年度任用職員の期末手当

昨年と同様に具体的な勧告は行わず、常勤職員の均衡を踏まえて適切に対応

○定年引き上げ

制度が円滑に導入されるように必要となる規則の整備等について報告する

○再任用職員の取扱い

本県では、必ずしも全ての職員が希望通りの勤務形態で再任用されていない。

○労働時間の客観的で正確な把握

長時間労働が依然として解消されていない勤務時間の適正化が喫緊の課題である
教職員の負担軽減を図るために学校現場を支援する取組を引き続き進める

○初任給基準の改善

公民較差からみて改定は困難

「人材確保」は重要な課題

○妊娠出産育児等と仕事の両立支援のための休暇休業制度の改正

国と同様に適切に対応していく必要がある制度の拡充だけでなく、取得促進に向けた職場づくりを進める

○会計年度任用職員の休暇休業制度の改善

任命権者において人材確保の観点から良好な職場環境の整備を進める

○臨時教職員の2級格付け

職務給の原則を踏まえ、非常勤職員の任用等に関する報告で言及する

○教育職の再任用職員の給料月額

全人連から回答がなかった

引き続き要請をする

他の都道府県の人事委員会と課題を共有

○会計年度任用職員の勤勉手当

民間の一時金が引き上げられ、常勤職員の勤勉手当が引き上げられた場合、会計年度任用職員の一時金が引き上げられないことに対する懸念は持っております検討するべき課題である

○勤務時間の客観的把握

【出退勤調査の結果】

ICカードを使用

(大阪府、京都府、奈良県、神戸市)
PCログオンオフ(滋賀県)

校務支援システム(和歌山県)

小野委員長のまとめ

常勤講師の問題について、事務処理マニュアルには、「正規職員と同等の職務内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けを行ったり、各級の最高号給未満の水準を上限としたりする取り扱いは改める必要がある」と書いてある。総務省のほうは、22条の職員は正規職員と同じ職務だし、責任を負っているということはわかっているのではないか。次回人事委員長に対しても、このことについてのわれわれの認識を伝えて、人事委員会としても、教育委員会に要請してほしいという私たちの思いをしっかりと述べさせていただきたい。

新型コロナウイルス感染症拡大が公務に大きな影響をおよぼし、去年と比べて何ら変わっていない。ところが一時金については、0.05月から0.15月に、3倍も引き下げられている。この中で我々のモチベーションの維持向上が、先ほど言われた回答の中にあるかというと、見いだせない。手当も不可、教育に穴が開いている問題についても言及がない。モチベーションの、本当の意味での維持向上が職員に伝わるような勧告を最後まで追求していただきたい。